

一宮市立市民病院未収医療費等回収業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

一宮市立市民病院（以下、当院とする）における未収医療費等対策の一環として地方公営企業法第33条の2の規定に基づく回収業務委託を行い、弁護士法人又は法律事務所等の専門的知識や経験を積極的に活用することで、未収医療費等の縮減及び回収促進による病院の経営安定化を図ることを目的とする。

2. 業務内容

別添「一宮市立市民病院未収医療費等回収業務委託仕様書」のとおり

3. 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 参加資格

参加資格を有するのは、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は第20条第1項に規定する法律事務所若しくは第30条の2第1項に規定する弁護士法人であること。
- (3) 令和2年4月から過去5年間において、公的医療機関の未収医療費等回収業務の受託実績を有するものであり、かつ、1年以上当該業務を履行した実績を有するものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (5) 本公告日に一宮市入札資格者として名簿に登録されている者であること。
- (6) 参加表明書等の提出日から契約締結日までの間に、一宮市から指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (7) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成24年12月18日付一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (8) ISO9001又はプライバシーマーク使用認証若しくはISMS認証を取得していること。

5. 提案内容

当院における未収医療費等対策は喫緊の課題であり、本業務委託は課題解決の中核を担うことが期待される。これを踏まえ、以下の点についてどのように考えるか、提案書を提出して簡潔かつ具体的に説明すること。

- (1) 当院が三次救急を担う地域拠点型公立病院であるという特性を考慮した上での、

未収医療費等回収業務に関する基本的な考え方について

- (2) 委託可能債権と不能債権の区別について
- (3) 委託契約開始から終了までの期間における業務フローについて
- (4) 住所調査等の付帯業務への取り組みについて
- (5) 委託業務実施報告の方法や内容について
- (6) 業務委託開始後のクレーム対応について
- (7) 業務実施体制及び当院職員が実施する業務範囲について
- (8) 提案者概要
- (9) 提案者の医療機関を対象とした未収医療費等回収業務委託実績について
 - ア. 様式2 未収医療費等回収業務委託実績表を作成すること
 - イ. 平成28年4月から現在までの実績とすること
 - ウ. 実績表の内容は正確に記載すること
 - エ. 公表できないものは実績として記載しないこと

6. 審査決定方法

審査決定方法は、提案審査要領に基づく提出書類審査とする。審査により採択された提案者は、速やかに契約に関する特記事項について一宮市と詳細に打ち合わせを行い、双方の合意を以て受託者として決定されるものとする。

7. 提出書類及び期限

- (1) 提出書類
 - ア. 様式1 参加表明書
 - イ. 弁護士法人の成立または法律事務所の開設における日本弁護士連合会の登録証
 - ウ. 提案書（様式任意）
 - エ. 様式2 未収医療費等回収業務委託実績表
 - オ. 様式3 委託費用計算書
 - カ. 提出物と同一内容の電子データが保存されたCD-RまたはDVD-R
なお、保存形式はWord、Excel、PowerPoint、PDFの形式のいずれかとする。
- (2) 提出部数
 - アからオについては各10部、カについては1枚提出すること。
- (3) 提案期限
 - 令和3年2月19日（金）当院必着
- (4) 提案先
 - 〒491-8558 愛知県一宮市文京2丁目2番22号
一宮市立市民病院 事務局医事課（市民病院南館A棟1階）

8. その他

- (1) 提出された提案書等については、返還や差し替え、変更又は取消すことはできない。
- (2) 本プロポーザルに係る提案書等の作成及び提出等に関する経費は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (3) 質問については、電子メールでのみ受け付けるものとする。また質問受付期限は令和3年2月16日（火）午後5時に受信したメールまでとする。
- (4) 審査結果の通知は、提出期限以後2週間以内に文書にて通知するものとする。

問い合わせ先

一宮市立市民病院 事務局医事課

電子メール gyoumu@municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp